

11月は「ねんきん月間」です

岡千葉年金事務所

☎043(242)6320

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、みなさんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

『ねんきんネット』を利用すると、自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、自身の年金記録をもとに試算をすることが出来ます。ぜひ、この機会にご利用ください。『ねんきんネット』については、日本年金機構のホームページでご確認ください
 ↑日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)



↑日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

マイナンバーカードを利用した手続きが、簡単・便利に

岡住民課住民班

☎(84)1214

●コンビニ等で証明書を取得

住民票・印鑑証明書・課税(非課税)証明書は、マルチコピー機で取得で

きます。

●オンラインで転出届を提出
 マイナポータルアプリから転出届を提出できます。

●国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

岡ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004

(ナビダイヤル)

◎050から始まる電話でおかけになる場合

☎03(6630)2525

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年中(令和5年1月1日から12月31日まで)に納めた、過去の年度分の保険料や追納した保険料も含めた全額が控除の対象となります。

なお、家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

令和5年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証

明する書類の添付が必要となります。日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛に送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後や不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。そのためにも保険料は忘れずに納めましょう。

| 対象者 | 証明書の発送時期 |
|--|-----------------|
| 令和5年1月1日～10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方 | 令和5年10月下旬～11月上旬 |
| 令和5年10月3日～12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 ※令和5年1月1日～10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方は除く | 令和6年2月上旬 |

11月は児童虐待防止推進月間です
令和5年度標語「あなたしか気づいてないかも そのサイン」

岡児童相談所全国共通ダイヤル

☎189

東上総児童相談所

☎0475(27)1733

健康こども課こども班

☎(82)3400

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や健康こども課へ連絡してください。子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

●子どものこんなサインを見落としたりいませんか？

- ①不自然な傷や打撲のあとがある
 - ②着衣や髪の毛がいつも汚れている
 - ③表情が乏しい
 - ④おどおどしている
 - ⑤落ち着きがなく、乱暴になる
 - ⑥親を避けようとする
 - ⑦夜遅くまで一人で遊んでいる
- 子どもを虐待から守るための5箇条
- ①おかしいと思ったら迷わず連絡(通告)
 - ②しつけのつもりは言い訳
 - ③ひとりでも悩みを抱え込まない
 - ④親の立場より子どもの立場
 - ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる